

意見書第1号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書（案）

地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年10月1日提出

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大 様

提出者	湯河原町議会議員	室 伏 寿美夫
賛成者	同	土 屋 誠 一
	同	村 瀬 公 大
	同	松 井 一 寿
	同	渡 辺 久 子
	同	早乙女 智 子

（提案理由）

湯河原町議会が「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める請願書」を採択したことに伴い、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものです。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書（案）

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために、女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年10月に国連第54回総会において採択されました。

選択議定書は、権利が侵害された場合の救済制度である個人通報制度と、国に意見・勧告を送達する調査制度の二つの手続が定められております。

現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准しておりますが、我が国においては未だ批准していません。

世界経済フォーラムが2024年6月に発表した「ジェンダーの格差に関する調査」では、日本は146か国中118位で前年より順位を上げましたが、自由、民主主義、人権などの基本的価値を共有するG7の中では最下位であります。

一方、政府は第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と明記しており、現在、賃金格差をはじめとした男女格差に関する諸問題の是正に向け、さらに改革を進めることが期待されているところであります。

また、本町においては、「ゆがわら男女共同参画プラン—男女共同参画社会をめざして—」に基づき、具体的な取組が進められており、女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、我が国の現状を変え、女性の権利を国際基準とする重要な第一歩となり、本町の男女共同参画社会実現に向けた力となるものと認識しております。

よって、国におかれては前述の時局を鑑みて、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年10月1日提出

（提出先）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

殿

神奈川県足柄下郡湯河原町議会
議長 村瀬 公大